

社会保険庁と職員団体との「確認事項」等の破棄について

1. 具体的内容

(1) 自治労国費評議会

① 「覚書」(1件)

昭和54年3月13日、長官と自治労中央執行委員長との間で交わしたもの
《主な内容》

社会保険業務の全国オンライン化計画の実施に伴い、労働強化を生じさせないように配慮する 等

② 「確認事項」等(97件)

昭和54年5月～平成16年3月までに、社会保険庁総務課長・職員課長と国費評議会事務局長との間で交わしたもの

《主な内容》

新規業務の開始や事務処理の変更を行う際に、必要な定員・予算を確保する、健康管理に努める、労働強化を生じさせないように配慮する 等

(2) 全厚生職員労働組合

「覚書」(1件)及び「確認事項」等(3件)

「覚書」は、長官と全厚生職員労働組合中央執行委員長の間で交わしたもの
「確認事項」等は、社会保険庁総務課長・職員課長と全厚生職員労働組合書記長等との間で交わしたもの

《主な内容》

国費評議会と同様

2. 取扱いの状況

(1) 「覚書」及び「確認事項」等の破棄

社会保険庁からの「覚書」及び「確認事項」等の破棄の申し入れに対し、自治労国費評議会、全厚生職員労働組合ともに、文書で破棄する旨の回答

(自治労国費評議会)

- ①平成16年11月15日(庁より自治労国費評議会へ申し入れ)
- ②平成16年11月18日(国費評議会より、「確認事項」等97件破棄の回答)
- ③平成17年1月27日(自治労本部より、「覚書」1件破棄の回答)

(全厚生職員労働組合)

- ①平成16年11月24日(庁より全厚生職員労働組合へ申し入れ)
- ②平成16年12月14日(全厚生職員労働組合より、破棄の回答)

(2) 現場への周知・徹底(「覚書」及び「確認事項」等の破棄)

- ① 庁職員課長から、47社会保険事務局長へ通知
- ② 国費評議会事務局長から、各県国費評議会代表者宛て連絡

自治労国費評議会と交わした「確認事項」等の概要

区 分	「確認事項」の主な内容	代表的な「確認事項」の例
1 新規に業務を開始する際のもの (業務の機械化、制度改正等)	①事務処理体制・定員の確保、必要な経費の確保を行うこと。	・国民年金事務の見直しに係る基本合意に当たっての確認事項【'01.3.29】 -P83-
	②データ・プライバシーの保護、セキュリティー対策を行うこと。	・レセプト開示請求業務の実施に当たっての確認事項【'97.10.27】 -P67-
	③職員の労務管理強化、労働強化にならない配慮を行うこと。	・窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱いに関する確認事項【'88.5.31】 -P13-
	④職員の健康管理に配慮すること。	・職場におけるパソコンの導入及び使用に当たっての確認事項【'03.2.19】 -P90-
	⑤研修の充実を行うこと。	・同 上 -P90-
2 事務処理の見直しや変更を行う際のもの	①組織の縮小、人員の削減につなげないこと。	・適用関係届書の入力業務の外注化の実施に当たっての確認事項【'03.7.14】 -P94-
	②職場環境の整備（事務スペースの確保、庁舎整備等）に配慮すること。	・昼休みにおける窓口の対応及びオンライン稼働時間の変更に当たっての確認事項【'02.10.21】 -P87-
3 その他、臨時的に発生する業務を行う際のもの	①照会の対応として、人的措置を含め各事務所に2台程度の臨時電話を設置する。	・基礎年金番号の通知業務の実施に当たっての確認事項【'96.10.23】 -P59-
	②派遣職員（キーパンチャー）は今回に限り導入するものである。	・国民年金保険料学生納付特例申請に係る特別処理の実施に当たっての確認事項【'00.6.15】 -P80-
(参考)「地方事務官制度」下（平成12年3月末まで）において特徴的だったもの	①中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。	・基礎年金番号の設定に当たっての確認事項【'96.1.23】 -P56-
	②都道府県の定員見直しや都道府県を越えた定員の異動は行わない。	・適用事業所の一括適用の拡大に当たっての確認事項【'95.2.17】 -P54-

(注) 全厚生職員労働組合と交わした「確認事項」等についても、昭和54年10月15日の「覚書」を始めとして、国費評議会と同様の内容が交わされている。

社会保険庁と自治労国費評議会との間で
交わされていた「確認事項」等

(P 1 ~ P 1 0 5)

破棄済み 98件

覚 書

社会保険業務の全国オンライン化計画の実施にあたって、下記事項を確認する。

- 1 オンライン化に伴い首切り定員の削減は行わない。
 - 2 オンライン化は、地方事務官の身分問題に結びつくものではない。この問題については、職場の意見も尊重しつつ慎重に対処する。
 - 3 オンライン化に伴う職業病の発生を防止し、職員の健康を保持するための所要の措置を講ずる。
 - 4 オンライン化に伴い国民のプライバシー保護については、万全の措置を講ずる。
 - 5 オンライン化計画に伴い労働強化が生ずることのないよう十分配慮する。
- 以上の基本的原則に則り、具体的な諸事項については、別紙のとおりとする。

別紙

- 1 オンライン化は、中央への権限集中を意図するものではないので、これに伴い地方の権限と機構の縮小は行わない。
- 2 オンライン化に伴い一方的配置転換は行わない。また、身体障害者や高齢者など機械操作になじまないものに対しても、これに伴う退職勧奨は行わない。
- 3 オンライン化に伴う準備作業の段階から所要の人員を確保し、労働強化にならないよう配慮する。
- 4 オンライン化に伴う切替準備一切の経費については、一般予算とは別個に配付する。
- 5 オンライン化に伴い労働条件の低下をきたすような制度の変更は一切行わない。
- 6 オンライン化に伴い人事賃金などの労務関係データを中央集中管理することは将来にわたりしない。したがって、労務管理データを入力することはない。
- 7 オンライン化に伴う職業病の発生を防止し、職員の健康を保持するため機械操作基準環境基準の作成、健康診断の実施等について、別途協議し、具体的事項についての確認を行う。
- 8 オンライン化に伴い庁舎の改築整備については、一方的に行わず、地方現場の意見を

考慮するとともに、執務環境並びに職員の福利厚生の面にも配慮しつつ実施する。

- 9 オンライン化に伴う説明会、切替作業、研修、実習、機械搬入などについては、事前に話し合いを行う。
- 10 オンライン化を納税者番号、国民総背番号などの問題に結びつけることはしない。また、社会保険庁としては、歳入庁構想、徴収の一元化等については同調する考えはない。
- 11 オンライン化に伴うこれまでの三次にわたる回答を遵守するとともになお疑問がある点については話し合いを継続する。
- 12 オンライン化は社会保険事務所中心の考え方にたつものであり、将来にわたり市町村との間においてオンラインを直結することはない。
- 13 労働条件の向上を図るため、被保険者増、受給権者増及び業務量増に見合う定員の確保について最大限の努力をする。
- 14 労働慣行を守り、職員の処遇改善について格段の努力を行う。
- 15 オンライン化に伴うその他の具体的諸事項については、その都度事前に十分に話し合いを行う。
- 16 以上の確認事項は、地方段階においても適用し、十分話し合いを行う。

昭和54年3月13日

社会保険庁長官

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長

国費評議会議長

具体的確認事項

オンライン端末機導入に伴い、覚書別紙7項により次のことを確認する。

I 作業基準

- 1 端末機操作は、専門職化せず、一般職員が行う。
- 2 端末機の運用時間は、現行の勤務時間内とする。
- 3 窓口装置を連続操作する場合の1連続操作時間は、50分以内とし操作時間50分ごとに、15分の操作しない時間を設ける。
- 4 窓口装置の1人1日の操作時間は、平均200分以内とし、最高300分以内とする。
- 5 窓口装置の1人1日のキータッチは、平均5,000タッチ以内とし最高10,000タッチ以内とする。また、各職員及び毎日の作業量はなるべく平均化するよう努めるものとする。
- 6 端末機の操作にあたり、ノルマを課したり、実績表を作成したりはしない。
- 7 端末機の機種の変更、更新、その他必要な事項については、その都度、事前に協議を行う。

II 環境整備

- 1 機械室には、防音、吸音の設備をし、ラインプリンターから発生する騒音は、操作職員の耳の位置で67ホーン以下とする。
窓口装置から発生する騒音は、操作職員の耳の位置で63ホーン以下とする。
なお、全機稼働時においても70ホーン以下とする。
- 2 照明は、窓口装置については、原票の位置において800ルクス以上とし、事務室ならびに機械室においては400ルクス以上とする。
- 3 事務室及び機械室における室温は冬期18℃以上夏期28℃以下とし、外気温との調整に留意する。
なお、室内の換気についても十分配慮する。
- 4 端末機の設置面積は、1台あたり5㎡以上とし、事務室の面積は職員1人あたり4㎡以上とする。

なお、事務室面積は、建設省新営庁舎面積算定基準を下まわらないものとする。

5 休養室は、原則として、男女別に設置し、必要な備品を備える。

6 上記の環境整備は、端末機の操作が始まるまでに行うこととする。

Ⅲ 健康診断

1 人事院規則に定める一般健康診断のほか、機械を操作する職員を対象とした次の特別健康診断を実施し、これに要する経費は十分配慮する。

(1) 年2回の定期健康診断

(2) 新たに機械を操作する職員となるときの配置前の健康診断

(3) 機械を操作する職員から異常の申し出があったとき及び所属長が必要と認めたと
きの随時健康診断

2 健康診断の項目は次のとおりとする。

(1) 問診、肩こり、背痛、腕痛、頸部の張り、手のしびれ、手指の痛み、手の脱力感
等の自覚症状、生活条件

(2) 視診、触診

ア せき柱の変形と可動性の異常の有無、棘突起の圧痛の有無

イ 指、手、腕の運動機能の異常及び運動痛の有無

ウ 筋、腱、関節の圧痛、硬結及び腫張の有無

エ 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無

オ 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無

(3) 血圧測定

(4) 視機能検査

視力、乱視、視野近点距離

(5) 聴機能検査（聴力）

(6) 筋機能検査

タッピング、握力、瞬発力、筋電図

(7) 精密検査（必要に応じて行う）

3 健康診断の記録については、その保管に万全を期するものとする。

4 配置前の健康診断において、機械操作に適当でないと認められた者については、機械を操作する職員としない。

また定期又は、随時の健康診断において、業務に起因すると思われる異常の認めら

れた者については、業務の軽減、通院、治療等適切な措置を講ずるものとする。

5 特別健康診断を実施する医療機関については、一方的に選定を行わず事前に協議を行う。

6 妊娠中の職員から請求があった場合には、業務を軽減する等適切な措置を講ずるものとする。

以上の確認事項の実施にあたっては、十分協議するものとする。

昭和54年5月12日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

具体的確認事項（その2）

オンライン化計画の覚書に基づき、下記について確認する。

1 磁気カードの取扱について

新しい事務処理方式による事務処理にあたり、窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱については、双方継続的に話し合いを続けてきたところであるが、後期計画を実施するにあたり、勤務評定、労働強化につながらないことを確認し、次により取り扱うこととする。

- (1) コードの設定は、課単位に行うことを原則とするが、職員数が多い課については、係単位に行うことができること。

なお、職員数が5人以下の課については、複数の課を単位に行っても差し支えないこと。

- (2) 専門官グループのコードの設定については、5人程度を単位に行うこととするが、5人以下となる専門官グループについては、社会保険事務所の実態をふまえ、他のグループに統合しても差し支えないこと。

- (3) 磁気カードの交付枚数は、窓口装置の設置台数を基準にして、社会保険事務所からの必要枚数の報告に基づき決定すること。

- (4) 磁気カードの保管については、一括保管の方法により行うこととし、その保管は管理者側において行うこと。

- (5) 磁気カードの払出番号の最後の2桁（〇〇）については、使用しないこと。

2 後期計画において新たに設置する事務処理機器の環境（騒音）基準について

- (1) 新たに設置する事務処理機器（インサータ付の窓口装置、漢字プリンター、磁気テープ装置）の環境基準（騒音）は、次によることとする。

① 窓口装置（インサータ付）	63ホーン以下	（事務室）
② 漢字プリンター	63ホーン以下	（事務室）
③ 磁気テープ装置	67ホーン以下	（機械室）

- (2) 前記(1)の事務処理機器設置に伴う照明、室温の環境基準については、昭和54年5月12日の具体的確認事項による。

昭和59年2月3日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

覚

書

定年退職者の雇用問題について、次の事項を確認する。

- 一、事業主、被保険者及び年金受給者等の要請にこたえ、社会保険事業の円滑な推進を図るため、「社会保険相談事業等の効率的運用について」の施策の一環として定年退職者の雇用を行うものとする。
- 二、五九年度に発生する定年退職者の雇用は、別添「社会保険相談事業等の効率的運用について」により努める。
- 三、定年退職者の雇用の円滑化を図るため、今後、事業の拡大、経費の確保に努力する。
- 四、定年退職者の雇用及び条件については、問題に応じ、地方段階においても十分話し合いを行う。
- 五、六〇年度以降に発生する定年退職者の雇用については、あらためて協議する。

昭和六十年二月七日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

一、趣旨

社会保険相談事業等の効率的運用について

本格的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、事業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実を求める要請もますます強くなってきている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した節減合理化が進められている状況下において、事業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実を図るためには、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

二、昭和六〇年度における措置

(1) この措置の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和六〇年度においては、そのうち社会保険相談業務及び改善等を必要とする事業の補助的業務について行うものとする。

ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

イ 保健・福祉施設事業の業務

健康管理事業等の事務業務

ウ 改善等を心算とする事業の補助的業務

レセプト点検の改善等一層の改善等を必要とする事業の補助的な事務及び作業業務

(2) 昭和六〇年度においては、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行うものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、意欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者については、社会保険相談員とし、改善を必要とする補助的業務に従事する者については非常勤職員とする。

覚 書

定年退職者の雇用問題について、次の事項を確認する。

1. 事業主、被保険者及び年金受給者等の要請にこたえ、社会保険事業の円滑な推進を図るため、「社会保険相談事業等の効率的運用について」を定めその一環として定年退職者の雇用を行うものとする。
2. 60年度以降に発生する定年退職者の雇用は、別添「社会保険相談事業等の効率的運用について」により努める。
3. 定年退職者の雇用の円滑化を図るため、今後、事業の拡大、経費の確保に努力する。
4. 定年退職者の雇用及び条件については、問題に応じ、地方段階においても十分話し合いを行う。
5. 今後、定年退職者の増加又は対象業務の変更等この覚書により難い事情が生じた場合は、あらためて協議する。

昭和61年3月28日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

社会保険相談事業等の効率的運用について

1 趣 旨

本格的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、専業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実に求める要請もますます強くなってきている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した節減合理化が進められている状況下において、専業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実に図るためには、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

2 当面の対象業務等

(1) この措置の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和61年度以降においては、次のア、ウ及びエの業務について行うものとする。

ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

イ 保健・福祉施設事業の業務

健康管理事業等の事務業務

ウ 社会保険適用の届出勧奨等業務

「社会保険適用指導員等設置要綱」に定める5人未満法人事業所等の適用の届出勧奨等の業務

エ 改善等を必要とする事業の補助的業務

レセプト点検の改善等一層の改善等を必要とする事業の補助的な事務及び作業業務

(2) 当面、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行うものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、意欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者にあつては、社会保険相談員、社会保険適用の届出勧奨等の業務に従事する者にあつては、社会保険適用事務員とし、改善を必要とする補助的業務に従事する者にあつては非常勤職員とする。

社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項

窓口装置を操作する者の範囲については、「具体的確認事項」(昭和五四年五月二二日)に基づき、行政職(一)表該当職員を原則とするが、社会保険相談員等のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経歴を有する者など、社会保険の知識・経験等が豊富な者の中から、社会保険事務所長が適当と認められた者で本人の同意を得た者は、必要に応じ窓口装置を操作することができることとする。

なお、この場合の取扱いは次によるものとする。

- 一 操作の対象業務は、被保険者等の相談業務に関する記録の照写・出力に限るものとする。
- 二 操作に際して使用する磁気カードは、社会保険相談員等を単位として作成、配布することとする。
- 三 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用することとする。
- 四 実施にあたっては、各県段階で十分協議することとする。
- 五 この取扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

昭和六二年七月二日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合全国費評議会

事務局長

合 意 メ モ

- 一、ファクシミリの使用範囲については、社会保険庁、都道府県保険課（部）、国民年金課（部）及び社会保険事務所間に限り、必要な業務に限り使用する。
- 但し、労務管理に関しては使用しない。
- 二、ファクシミリの使用にあたっては、データ保護に留意し、また、勤務時間外や大量業務には使用しないほか、即時の回答を要求しないなど労働強化にならないよう十分配慮する。
- 三、使用に関し、問題が生じた場合には、その都度協議する。
- 四、昭和六〇年三月三〇日の合意メモは廃止する。

具 体 的 確 認 事 項 (その 3)

磁気カードの取扱について、次のことを確認する。

新しい事務処理方式による事務処理にあたり、窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱については、昭和59年2月3日付で、課単位のコード設定で行うことを確認しているところであるが、オンライン計画がほぼ完成することにあたり、次により取り扱うこととする。

1. 磁気カードのコード設定は、4桁の磁気カード番号のうち、上2桁は、課等組織単位のコードとし、下2桁は、課等組織単位における職員数に応じた一連番号のコードとする。
2. 磁気カードは、窓口装置の操作担当者ごとに配付し、「磁気カード配付整理簿」により整理する。
3. 業務終了後における磁気カードの保管は、一括保管の方法により行うものとする。
4. この取扱いの実施は、勤務評定・労働強化にはつながらないものとする。
5. この取扱いについて、問題が生じたときは、その都度協議する。
6. 昭和59年2月3日付の「具体的確認事項(その2)」の1については廃止する。
7. この取扱いは、窓口装置を操作する社会保険相談員等についても準ずるものとする。

昭和63年 5月 31日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合

国費評議会 事務局長

具体的確認事項（その4）

オンライン化計画の覚書に基づき、下記について確認する。

I 作業基準

1. 窓口装置を連続操作する場合の1連続操作時間は、45分以内とし操作時間45分ごとに、15分の操作しない時間を設ける。
2. 窓口装置の1人1日の操作時間は、180分以内とする。
ただし、法改正等業務の繁忙時においては、1日270分を限度とし、週平均1日180分を超えないこと。

II 健康診断

1. 機械を操作する職員を対象とした特別健康診断の検査項目は、次のとおりとする。

別紙

III その他

1. この具体的確認事項は、5月31日から実施する。
2. 昭和54年5月12日付の具体的確認事項のうち、I-3、I-4及びIII-2については、廃止する

昭和63年 5月 31日

社会保険庁長官官房総務課長

全日本自治団体労働組合
国費評議会事務局長

健康診断の検査項目

項 目	検 査 区 分	
	1 定期・随時検査（第1次検査）	2 精密検査及び随時検査の結果に基づき必要な検査を行う
(1) 問診 ○ 作業歴、作業条件、既往症、眼の症状・頭痛・肩こり・腕手指の疲れ等の自覚症状	問診票に基づき問診	(精密検査の主な例)
(2) 視診、触診 ア 脊柱の変形と可動性の異常の有無 イ 肩、肘、手、全指関節の運動機能の異常及び運動痛の有無 ウ 筋、腱、関節の圧痛、硬結及び腫脹の有無 エ 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無 オ 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無	脊柱の視、触診 肩、肘、手、全指関節の可動域検査 長橈側手根伸筋、短橈側手根伸筋、僧帽筋の自発痛、圧痛、硬結、腫脹の検査 鎖骨上窩の圧迫検査 両上肢ライトテスト 爪圧迫テスト 両側手掌の知覚異常検査	頸椎X線検査
(3) 血圧測定	血圧測定検査	
(4) 視機能検査 ○ 視力、乱視、視野近点距離、眼位、眼圧	遠距離視力検査 近距離視力検査 眼位検査（交代遮閉試験法） 調節機能検査（近点距離の測定又は調節時間の測定） 眼圧検査	精密眼底検査 精密（動的量的）視野検査 屈折、調節検査 ERG（網膜電気図） 眼筋機能精密検査 両眼視機能精密検査
(5) 聴機能検査（聴力）	聴力スクリーニング検査 （前期検査のみ実施） 500Hz、1,000Hz、4,000Hz	
(6) 筋機能検査 ○ タッピング、握力、ピンチ力、筋電図	タッピング、握力検査 ピンチ力検査	筋電図検査

省庁間配転についての確認

1. 通常の定員増について、引き続き努力する。
2. 受入れ数について、今後は各県均衡をはかるよう努力する。
3. 別添の「交渉記録」について、尊重する。
4. 64年度以降の取扱いについては、実施状況を踏えてあらためて協議する。
5. 問題が生じた場合には、その都度協議する。

昭和63年9月8日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

確 認 事 項

平成2年度における適用及び保険料収納特別対策の実施にあたっては、次の事項を確認する。

1. 今年度の実施にあたり、前年度までの内かんによる取扱いから年金指導課長通知としたことについて、事前の協議が十分でなかった。
2. 各都道府県における実施の方法については、前年度の取扱いと同様であること。
3. 来年度以降においては、事前の協議を十分に行うものとする。

平成2年7月21日

確認事項（メモ）

年金受給者に係る集団指導として、11月に実施を予定している扶養親族等申告書の周知等を主とした指導に当たり、

- 1 実施に当たっては各県の実態を踏まえ、案内状発送数等について十分協議する。
- 2 来年度（11月分）の実施については、今年度実施の効果、状況等を踏まえて改めて協議する。
- 3 宛名シールの打ち出しに当たっては、市区町村別、郵便番号別に行うこととする。

国民年金における学生の強制適用の事前準備を実施するに当たり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 2 実施に当たっては、地方の実情を踏まえ、地方段階で十分協議する。
- 3 必要な経費については十分確保する。
- 4 実施上、必要が生じたときは速やかに協議する。

確 認 事 項 (2.12.20)

国民年金基金設立のための事前準備（有識者懇の開催及び設立同意予定者の確保）を実施するに当たり次の事項を確認する。

- 1 交渉経過記録（別添）を尊重する。
- 2 地方の実情を踏まえ、地方段階でも十分協議する。
- 3 必要な経費は十分措置する。
- 4 実施上、必要が生じたときはその都度協議する。

確 認 事 項 (3.3.14)

オンライン計画完成に伴う平成3年度の要員(予算)措置に当たっては、次のとおり確認する。

1 予算措置

平成3年度 諸謝金140人

2 諸謝金140人の配付基準

平成2年度と同様とする。

3 今回の措置は、平成3年度限りの措置であり、平成4年度の措置については、改めて協議するものとする。

4 今回の措置は今後の定員の配付基準に影響しないものであること。

健康保険被保険者証の更新にあたっては、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 県の実情を踏まえ、県段階でも十分事前協議する。
特に被扶養者の資格確認・記録補正業務並びに新旧突合・漢字手作業記入業務は十分協議する。
- 4 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。
- 5 平成3年度はオンライン記録の漢字化は行わない。
- 6 今後の被保険者証の検認(更新)については、平成3年度の実施結果を踏まえて改めて協議する。

確 認 事 項

国民年金過年度保険料の督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

- 1 対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
- 2 対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
- 3 督促状発行は、結果として0になることもあり得る。
- 4 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 5 徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
- 6 昭和62年度以降の交渉経過については、尊重する。
- 7 実施にあたっては、県の実態、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
- 8 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

確 認 事 項

高医療費地域対策事業を実施するにあたって、次の事項を確認する。

- 1 これまでの「交渉記録」を尊重する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 実施にあたっては、県の実態をふまえ、県段階で十分協議する。
- 4 問題が生じたときは、その都度協議する。
- 5 来年度以降の実施については、改めて協議する。

(3. 8. 5)

確 認 事 項

レセプト専門員の全国配置にあつたて次の事項を確認する。

- 1 別添の「交渉記録」を尊重する。
- 2 医療費適正化対策の強化につながるものでなく、職員の労働強化にならないように十分配慮する。
- 3 レセプト専門員確保のため、退職勧奨の強要は行わない。
- 4 地方の実情をふまえ、地方段階でも十分協議する。
- 5 問題が生じたときは、その都度協議する。
- 6 来年度以降の配置については改めて協議する。

(3. 9. 12)

確 認 事 項

「年金週間」を平成3年度より実施するに当たり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化とならないよう十分配慮する。
そのため、特に次の事項に留意する。
 - (1) 各種行事等は、従来から地方で行っている行事の範囲内で実施すること。
 - (2) 各種行事等を実施する場合は、基本的に勤務時間内に行うこと。
- 2 地方の実情をふまえ、地方段階でも十分協議する。

確 認 事 項 (3 . 9 . 3 0)

社会保険事務所等に設置する新漢字窓口装置の試作機の
展示にかかる見学に当たり、次の事項を確認する。

1. 新漢字窓口装置の試作機の見学者の選定に当たっては、職員団体の役員等も考慮すること。
2. 見学に当たっての各県旅費は、別紙のとおり交付する。
3. 県段階で十分事前協議すること。
4. 実施上、問題が生じたときは、その都度協議すること。
5. 新漢字窓口装置の試作機の見学を考慮し、定期交付の職員旅費（第4四半期分）を年内に配付するよう努力すること。

確 認 事 項

「年金相談サービスセンター」の設置について、次の事項を確認する。

- 1 「年金相談サービスセンター」の設置は、住民サービスの向上をはかるものであり、社会保険職場の縮小・民間下請け化に結びつくものではない。
- 2 引き続き定員増に最大限の努力をする。
- 3 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 4 必要な経費は十分措置する。
- 5 これまでの国費評議会「申し入れ」に対する「回答」及び「交渉記録」を尊重する。
- 6 「年金相談サービスセンター」設置にあたっては、県の実情を踏まえ、県段階においても十分事前協議を行うとともに、労使で確認された事項を尊重する。
- 7 実施上問題を生じたときは、その都度速やかに協議する。
- 8 「年金相談サービスセンター」の設置については、3年を目途に実施結果を踏まえて、その後の設置計画等の見直しを行うものとする。

1991年12月18日

社 会 保 険 庁 総 務 部
総 務 課 長

全日本自治団体労働組合
国費評議会事務局長

1992. 1. 9

確 認 事 項

平成3年度の年金相談実態調査の実施にあたり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないように、十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 年金相談実態調査の集計・分析結果をふまえて、年金相談体制整備等の施策について検討のうえ協議する。
- 4 業務センターにおいて集計した結果については、各県個別に連絡する。
- 5 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

育児休業に伴う臨時的任用職員の 窓口装置操作に関する確認事項

育児休業に伴う臨時的任用職員の窓口装置操作について、次のとおり確認する。

1. 操作の対象業務は、正規職員と同様とする。
2. 操作に際して使用する磁気カードの取扱いは、正規職員と同様とする。
3. 健康診断の実施については、正規職員と同様「具体的確認事項」を適用する。これに必要な経費は交付する。
4. 実施に当たっては、県段階で十分事前協議する。
5. この取扱いについて問題が生じたときは、その都度協議する。

平成4年3月31日

社会保険庁総務部
総務課長

全日本自治団体労働組合
国費評議会事務局長

健康相談の実施についての確認事項

記

1. 健康管理医の設置にあたっては、職員に周知を図り、誰でも気軽に相談できるような体制と雰囲気作りに向け、最大限努力することとする。
2. 相談対象は全員（相談員等も含む）とし、当面、血圧測定も年齢制限をせず全員とすることとする。
3. 相談時間は、概ね二時間以内とし、相談場所を確保（会議室、休養室等）のうえ、プライバシーの保護に充分配慮することとする。
4. 健康相談の実施にあたっては、実効性のあるものとなるよう配慮することとする。

平成四年四月十六日

確 認 事 項

オンライン計画完成に伴う平成4年度の要員(予算)措置に当たって、次のとおり確認する。

1 予算措置

平成4年度 諸謝金140人相当額

2 諸謝金140人の配付基準

平成3年度と同様とする。

3 今回の措置は今後の定員の配付基準に影響しないものであること。

4 今回の措置は、平成4年度限りの措置であり、平成5年度以降の措置については、段階的解消策を含め改めて協議するものとする。

確 認 事 項

完全週休2日制の実施に伴う土曜日の勤務について、次の事項を確認する。

1. 当分の間、社会保険業務センターにおいてオンラインシステムを稼働させる。
2. 土曜日に勤務する職員の割振りは、概ね4分の1を基本とする。
3. 土曜日に勤務することとなった職員は、所属長の4週間単位の勤務時間の割振りにおいて、当該4週間の月曜日から金曜日の間に休むこととする。
4. 実施にあたっては、県段階で十分事前協議する。
5. 実施上、問題が生じたときは、速やかに協議する。

H. 4 4. 22

確 認 事 項

職員の「健康管理手帳」の活用について、次の事項を確認する。

1. 健康管理医等による「健康管理手帳」を活用した健康管理研修を行う。
2. 「健康管理手帳」は、職員各自が3年間保管するように周知徹底する。
また、「健康の記録」は、職員が記入するように指導する。

以上

確認事項

社会保険事務所等に設置する新しい事務処理機器更改（WMの設置台数を除く）について、次の事項を確認する。

1 「社会保険事務所等に設置する新しい事務処理機器」により、労働強化が生じることのないように十分配慮するとともに、「覚書・具体的確認事項」は遵守する。

- 2 庁舎・環境・照明の改善、ページプリンタ付WMの開発研究、OA専用イスの更新については、引き続き努力する。
- 3 新しい事務処理機器更改に伴う切替準備一切の経費については、一般予算とは別個に配布する。
- 4 国費評議会「第一次・第二次申し入れ」に対する「回答」を尊重する。
- 5 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。

一九九二年八月二〇日

社会保険庁総務部

総務課長

全日本自治団体労働組合

国費評議会事務局長

確 認 事 項

1992. 8. 12-0

国民年金過年度保険料の催告状及び督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

- 1、催告状発行は、未納者の³6分の²3を対象とする。
- 2、督促状発行対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
- 3、督促状発行対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
- 4、督促状発行は、結果として0になることもあり得る。
- 5、職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 6、徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
- 7、昭和62年度以降の交渉経過については、尊重する。
- 8、実施にあたっては、県の実態、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
- 9、来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

4. 12. 1

確 認 事 項

都市部における国民年金事業の推進について、次のとおり確認する。

1. 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
2. 計画の策定及びその実施にあたっては、各県の実態をふまえ、県段階で十分協議を行うこと。
また、県・事務所と都市の協議にあたっては都市の実態をふまえ行うこと。
3. 従来の特例対策（検認、適用等）については、今回の都市対策に引き継がれるものであること。
4. 問題が生じればその都度協議を行うこと。

以 上

1993. 1. 8

確 認 事 項

平成4年度の年金相談実態調査の実施にあたり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないように、十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 年金相談実態調査の集計・分析結果をふまえて、年金相談体制整備等の施策について検討のうえ協議する。
- 4 業務センターにおいて集計した結果については、各県個別に連絡する。
- 5 来年度以降の実施については、これまでの調査をふまえて改めて協議する。

(H5.3.2) 確認

確 認 事 項

オンライン計画完成に伴う要員（予算）措置について、次のとおり確認する。

1. 平成5年度の予算措置及び県別配付
当面、諸謝金140人相当額を平成4年度と同様に配付する。
2. 今回の措置は、今後の定員の配付基準に影響しないものであること。
3. 今後の予算措置については、社会保険事務所における年金給付に関する業務処理体制の充実に伴う謝金職員の配置に振替えることを基本として別途協議する。

国民年金過年度保険料の催告状及び督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

1. 督促状発行対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
2. 督促状発行対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
3. 督促状発行は、結果とし0になることもあり得る。
4. 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
5. 徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
6. 昭和62年以降の交渉経過については、尊重する。
7. 実施にあたっては、県の実態、職場の状況、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
8. 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

確 認 事 項

レセプト点検業務の効率化の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 国民のプライバシー保護及び職員の労働条件の確保については、十分配慮する。
2. 実施にあたっては、県段階でも十分協議を行い、問題が生じればその都度、速やかに協議を行う。
また、職場段階においても、処理可能な範囲内の業務スケジュールとする等具体的な協議を行う。
3. 必要な経費は十分確保する。
4. 業務処理に必要な窓口装置・漢字プリンターの増設に向け、今後とも努力する。
5. 将来のレセプト関連業務については、職場の意見を尊重し、十分協議を行うとともに一方的実施は行わない。

1 9 9 3 年 9 月 2 0 日

社会保険庁総務部

総 務 課 長

全日本自治団体労働組合

国費評議会事務局長

確認事項 (H6. 1. 17)

保険医療事務のシステム化の合意にあたり、以下の事項について確認する。

1. 保険医療事務のシステム化は、都道府県単位に実施し、データの中央集中など中央集権を目的に実施するものではない。
2. 実施にあたっては、各県において十分協議を行い、労使の合意にもとづき実施すること。
3. 実施にあたり、職員の労働条件の改善にむけ努力する。
4. システム化に要する経費については、賃金予算等、十分確保すること。
5. その他問題が生じた場合は、その都度協議を行うこと。

以上

石 確 認 事 項 (H 6 . 1 . 1 7)

年金相談業務の実態調査の実施にあたって次の事項を確認する。

1. 今回の実施事務所の見直しは、定員等予算確保のための基礎資料の充実を図るものであること。
2. 実施にあたっては各県で十分協議を行い、労使の合意に基づき実施すること。
3. 必要な経費は十分確保すること。
4. その他問題が生じた場合は、その都度協議すること。

以上

確認事項 (H6. 1. 21)

年金相談用電話の設置にあたり次の事項を確認する。

1. 交渉経過記録(別添)を尊重する。
2. 地方の実情を踏まえ、地方段階でも十分協議する。
3. 平成6年度以降の追加設置については別途協議する。
4. 今回の措置は、今後の定員の配付基準に影響しないものであること。

(別添) 年金相談用電話の設置に関する交渉経過記録

1. 謝金職員は1日中、電話による年金相談に対応しなければならないのか。

増加している電話による年金相談への対応策として、今回相談用電話と年金相談指導員を配置することとしているが、運用にあたっては、社会保険事務所の実情に応じ創意・工夫をして対応していただきたいと考えている。

2. 窓口装置の設置場所については、社会保険事務所の実態を踏まえて現場にまかせてほしい。

(1) 窓口装置は、年金相談への迅速な対応、相談時間の短縮及び一般業務への割り込みなどの影響の解消を図るため、電話相談用として設置するものである。

(2) 窓口装置の設置場所は、社会保険事務所の実態を踏まえ、年金相談に効率的に対応できる場所としていただきたい。

3. 電話相談が多い時には、一般業務用の電話がかかりにくいいため、例えば現在、社会保険事務所で使用している電話番号を年金相談用の電話番号とし、新たに増設する電話番号を一般業務用として使用するなど、実態に応じて効果的に活用する方法が採れないか。

(1) 年金相談用電話は、社会保険事務所における電話による年金相談体制を整備することにより職員の負担の軽減を図り、受給者サービスの向上に資するとともに一般業務用の電話の利用をしやすくすることを目的として設置するものであり、そのための専用の電話番号を設定して対応しようとするものである。

(2) 電話番号については、現在使用されている番号が年金受給者等に広く周知されていることを勘案すると、現在使用されている番号を年金相談用とし、新たに設定する番号を一般業務用として使用することも1つの方法であるので、社会保険事務所の実態を踏まえ十分検討のうえ対応していただきたいと考えている。

4. 謝金職員の配置についてどのように考えているのか。

(1) 年金相談用電話、窓口装置及び謝金職員の配分は、各都道府県別の電話相談件数、受給者数、及び被保険者数の規模を基に、都道府県に対して一括して配分することとしている。

また、謝金職員は各都道府県に最低1名は配分することとしたい。

(2) 電話相談体制の整備については、各社会保険事務所の実情を考慮した上で整備を図ることが必要であることから、都道府県において、整備を行う社会保険事務所を選定していただきたいと考えている。

確 認 事 項

都市部における国民年金事業の推進について、次のとおり確認する。

1. 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
2. 計画の策定及びその実施にあたっては、各県の実態をふまえ、県段階で十分協議を行うこと。
また、県・事務所と都市の協議にあたっては都市の実態をふまえ行うこと。
3. 従来の特例対策（検認、適用等）については、今回の都市対策に引き継がれるものであること。
4. 問題が生じればその都度協議を行うこと。

以 上

平成6年度の会計事務総合打合せ会の実施について次のとおり確認する。

- 1 会計事務総合打合せ会の実施県の選定にあたっては、各県の意向を十分尊重し、押しつけをしないこと。
- 2 実施時期、期間、出席者等については、各県の通常業務に影響を与えないよう、事前に十分協議すること。
- 3 平成7年度以降の取扱いについては、平成6年度までの実施結果を踏まえ、別途協議すること。
- 4 問題が生じた場合にはその都度協議すること。

以上

オンライン計画完成に伴う要員（予算）措置について、次のとおり確認する。

1 平成6年度の予算措置及び県別配付

平成6年度当初は、140人相当額を平成5年度と同様に配付する。

ただし、別に定める日からは、125人相当額を配付する。

別に定める日及び同日以降の各都道府県別の配付人数は、別途協議する。

2 今回の措置は、今後の定員の配付基準に影響しないものとする。

3 今後とも、社会保険事業推進のために必要な要員等の確保に最大限努力する。

4 平成7年度以降の措置については、平成6年度の措置に準じることを基本に、改めて協議する。

健康保険被保険者証の更新にあたっては、次の事項を確認する。

1 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。

2 必要な経費は十分確保する。

3 県の実情を踏まえ、県段階でも十分協議する。

特に、被扶養者の資格確認・記録補正業務等にあたっては十分協議する。

4 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。

5 今後の被保険者証の更新については、平成6年度の実施結果を踏まえて改めて協議する。

確 認 事 項

道府県保険課及び国民年金課の組織再編にあたって次の事項を確認する。

- 1 組織再編にあたっては、道府県の意見を十分尊重する。
- 2 組織再編後の課内体制の整備について努力する。
- 3 新たな状況の変化が生じた場合には別途協議する。

1994年6月27日

社会保険庁総務部
総務課長

全日本自治団体労働組合
国費評議会事務局長

平成 6 年度の国民年金都市対策実施都市の国民年金担当課長講習会の実施にあたっては次の事項を確認する。

- 1 受講者は、各都市の受講希望職員の中から都道府県が推薦した者とする。

- 2 平成 7 年度の講習会については、平成 6 年度の実施結果を踏まえ、別途協議する。

国民年金過年度保険料の催告状及び督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

- 1 督促状発行対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
- 2 督促状発行対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱いものいじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
- 3 督促状発行は結果として0になることもあり得る。
- 4 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 5 徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
- 6 昭和62年以降の交渉経過については、尊重する。
- 7 実施にあたっては、県の実態、職場の状況、昨年の実施経過を踏まえ、県段階で十分協議する。
- 8 来年度以降の実施については、今年度の実施結果を踏まえて改めて協議する。

確 認 事 項

平成6年12月16日

熊本県八代市における医療保険カード（ICカード）の実験実施については次のとおり確認する。

- 1 これまでの交渉経過を尊重すること。
- 2 住民のプライバシー保護については「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」、「社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規定」及び「保健医療カードシステムに関するガイドライン」（厚生省健康政策局策定）の規定によるほか、住民個々の意思を十分尊重すること。
- 3 八代社会保険事務所の整備については、実情をよく聞き、別途検討すること。
- 4 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
- 5 必要な経費は十分確保すること。
- 6 県の実情を踏まえ、県段階でも十分協議すること。
- 7 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議すること。

社会保険庁総務部総務課長

自治労国費評議会事務局長

確 認 事 項

本社一括適用の拡大については、これまでの交渉経過を尊重するほか、以下のとおり確認する。

- 1 一括適用の拡大実施は、中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。
- 2 一括適用の拡大実施に伴い、都道府県の定員見直しや、都道府県を越えた定員の異動は行わない。
なお、社会保険業務の推進に必要な定員の確保については、今後とも最大限の努力をする。
- 3 今回の届出措置は、一括適用承認事業所に限り実施する。
また、一括処理方式については、職場に混乱が生じないように責任をもって開発する。
- 4 裁定請求書の提出に関しては、省令の改正を行い、裁定業務取扱要領等についても所要の措置を講ずる。
- 5 一括適用の拡大実施による業務量増に対応するための事務処理体制については、今後ともその充実に向けて都道府県段階においても十分協議するものとする。
- 6 一括適用の拡大実施については、労働条件確保に向け都道府県段階においても十分協議する。
- 7 実施に必要な経費は、十分確保する。
- 8 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。

平成7年2月17日

社会保険庁総務部総務課長

自治労国費評議会事務局長

確 認 事 項

平成7年8月8日

平成7年度から新たに「本課係長・事務所課長事務研修」を実施するにあたっては、次の事項を確認する。

1. 職員研修は、労務管理強化を目的として実施するものではないこと。
2. 研修期間中の代替措置については引き続きその確保に向けて努力するものであること。
3. 研修体系、研修内容、研修時期等について引き続き見直しを図っていくこととしていること。（別紙）

また、見直し内容については、充分協議するものであること

確 認 事 項

基礎年金番号の設定の実施にあたって、次の事項を確認する。

- 1 基礎年金番号は年金制度事業運営の適正化及び被保険者や年金受給権者サービスの向上のために実施するものである。
- 2 基礎年金番号の設定は、中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。
- 3 基礎年金番号を「国民総背番号」「納税者番号」などの問題に結びつけることは、社会保険庁としては考えていない。また、「徴収の一元化」「歳入庁構想」について同調する考えはない。
- 4 基礎年金番号の設定に伴い国民のプライバシー保護の問題については、一層厳正に対応する。
- 5 労働条件の向上を図るため、被保険者増、受給権者増及び業務量増に見合う定員の確保について最大限の努力をする。
- 6 社会保険業務について、今後とも一層の簡素化に努める。
- 7 基礎年金番号による業務処理の実施に当たって生ずる問題については、十分協議する。

以上の基本的原則に則り、具体的な諸事項については別紙のとおりとする。

平成8年1月23日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

-56事務局長

平成8年2月8日

確 認 事 項

厚生年金保険の被保険者の住所を本社等が一括して磁気テープで提出する取扱いを実施するに当たって次の事項を確認する。

1. 今回の措置は厚生年金保険被保険者の住所収録の切替業務に限り行う特例措置であり、現行の厚生年金保険適用事業所の一括適用の取扱いに影響を及ぼすものではない。
2. 今回の措置については、社会保険庁が責任を持って対応する。
3. 今回の措置に関連して、今後、新たに発生する事項については、十分協議する。

以 上

確 認 事 項

窓口装置で使用する J I S 配列キーボードを配付するにあたって、次の事項を確認する。

1. 現行の 50 音配列キーボードに加え取り替えが容易な J I S 配列キーボードを配付する。
2. キーボードの使用については、操作者の判断による選択とし、一方的に押しつけるものではない。
3. 職業病予防の観点から、45分操作15分休憩、1日あたり総操作時間、キータッチ数の制限など、覚書を守れる職場体制を確保する。
4. キーボードの変更によってもたらされる入力作業量などの点検や労務管理強化は行わない。
5. この措置によって、入力業務の民間下請化を進めるものではない。
6. 今後とも、オンライン関係についての国費評議会からの要求の実現にむけ、誠意をもって対処する。

以上の点を確認し、J I S 配列キーボードを配付することについて合意する。

平成 8 年 6 月 27 日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

確 認 事 項

基礎年金番号の通知業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 庁、業務センターに設置する臨時相談電話をフリーダイヤルとし130台設置する。
なお、設置期間は、1996年12月2日（年金証書送付者用は16日）から1997年3月31日までとする。
2. 基礎年金番号通知時における照会の対応として、人的措置を含め各事務所2台程度の臨時電話を設置する。
なお、全国で600台程度とし、設置期間は、1996年12月から1997年1月31日までとする。
3. 市町村や事業主の協力も必要なことから、県段階で説明会などを開催する場合の必要な経費については措置する。
4. 65才未満に係る年金受給者現況届の活用による適用の適正化対策の実施については、各県の実情に応じて実施する。
5. 基礎年金番号の本格実施（1997年1月以降）に当たって不測の事態や問題が生じた場合は、別途協議する。

1996年10月23日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

給与業務のシステム化の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 総務（庶務）課の超過勤務解消など、業務軽減につながることを。
2. パソコン操作にあたっては、「覚書・具体的確認事項」遵守を基本とすること。
3. プライバシー保護については、万全の措置を講ずること。
4. 人事管理には結びつけないこと。
5. 各県段階の合意をもって実施すること。
6. 契約・物品管理業務は、改めて協議すること。

1996年11月22日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項

窓口装置を操作する者の範囲については、「具体的確認事項」（昭和54年5月12日）及び「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」（昭和62年7月2日）において、社会保険相談員のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経歴を有する者の中から、社会保険事務所長が適当と認めた者で本人の同意を得た者は、被保険者等の相談業務に関する記録の照写・出力に限って、窓口装置を操作することができることとしてきたが、その対象業務について、適用拡大や事務指導、収納対策、レセプト業務などに対応するための社会保険相談員等（社会保険適用指導員・レセプト点検調査員・社会保険相談専門員・国民年金事務指導員・国民年金保険料収納指導員・年金相談指導員）が新たに配置されている実態にあることから、取り扱いは次によるものとする。

1. 操作の対象業務は、適用・徴収業務及び相談業務、レセプト点検業務等に関する記録の照写・出力に限るものとする。
2. 操作に際して使用する磁気カードは、社会保険相談員等を単位として作成、配付することとする。
3. 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用することとする。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. この取り扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

1997年1月10日
社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

基礎年金番号の本格実施に伴う繁忙期対策にあたって、次の事項を確認する。

1. 基礎年金番号通知時における照会の対応として、各事務所に設置した臨時電話については、引き続き設置する。
2. 97年度の事業計画の抜本的な見直しについては、事業運営通知と合わせて改めて協議する。
3. 基礎年金番号の実施に伴って配置した謝金職員の平成10年度以降の配置については、平成9年度末の早い時期に改めて協議する。
4. 原則として被保険者数1,000人以上の組合管掌事業所のパンチ委託については、4月及び5月の繁忙期対策として実施するものである。
また、謝金職員については、各都道府県1名以上とし、全国127名を業務量に応じて配分する。
5. 4月から実施する国民年金の勸奨業務については、職員の負担とならないよう、勸奨状の封入及び発送等について、全て賃金職員の対応としその必要経費を措置する。
また、照会業務の対応として、勸奨状の照会先について、「年金電話番」を活用する。
6. 上記の他、各県での独自の繁忙期対策については尊重し、経費の措置に努める。
7. 基礎年金番号の業務処理方法（要領・システム等）の見直しを早急に対処する。
8. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年1月29日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

高医療費地域の指定の見直しにあたっての確認事項

高医療費地域の指定の見直しに伴うレセプト点検調査員の配置及び事業内容の見直しにあたって、次のとおり確認する。

1. 新たに指定された事務所は、レセプト点検調査員が確保された時点から事業を実施する。
2. 指定取消となった事務所においても、平成9年度に限りレセプト点検調査員を継続配置することとする。
なお、平成10年度以降のレセプト点検調査員の継続配置については、県の実情を踏まえ別途協議する。
3. 事業内容の見直しに伴い、点検の件数や点検内容など各県の実情に応じて実施するがあるが、指導を強化するものではない。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. この取り扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

1997年4月18日
社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

基礎年金番号の本格実施に伴い発生した滞留分の届書の処理及び4月・5月の繁忙期対策としての業務処理にあたって、次の事項を確認する。

1. 年金相談サービスセンター等を活用した「代行処理」については、滞留した届書処理及び4月・5月の繁忙期対策として限定したものであり、これまでの確認事項（①オンライン端末機導入時の「具体的確認事項」、②「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」、③年金サービスセンター設置時の「確認事項」）を変更するものではない。
2. 「代行処理」にあたっては、プライバシー保護に万全を期すこと。
3. 「代行処理」の期間については、滞留している届書の処理及び繁忙対策として、6月末までの期間とすること。
4. 「代行処理」の実施にあたっては、各県段階で十分協議すること。
5. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年4月21日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

健康保険法改正にともなう業務対応にあたっての確認事項

「医療保険制度改正に伴う高額療養費の支給事務について」の業務対応にあたって、次のとおり確認する。

1. 高額療養費の支給事務が増加することから、職員の労働強化とならないよう配慮する。
2. 再審査請求業務などの見直しが、高額療養費支給事務の担当課と必ずしも連動していないことから、引き続き業務の簡素化を図る。
3. 法改正業務に必要な経費は措置する。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. 問題が生じたときは、その都度協議する。

1997年8月13日
社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

健康保険証の更新業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 証更新については、扶養調書を省略し、住所出力はしない。
2. 新規適用・資格取得・再交付などの新証への切替は、平成9年11月1日からとする。
3. 賃金職員の配置及び、社労士の活用によって職員の負担軽減を図ることともに、必要な経費は措置する。
4. 健康管理を目的とした健康管理器具の経費を各事務所へ配布する。
5. 引き続き、職員の労働強化とならないよう業務の簡素化、見直しを図る。
6. 国民年金勸奨業務については、平成10年4月からの実施とする。
7. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年9月1日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

レセプト開示請求業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. レセプト開示請求に係る申し入れの回答（平成9年8月19日及び10月16日付）を尊重する。
2. レセプト開示請求の実施にあたって、必要な経費は措置する。
3. プライバシーの保護に万全を期す。
4. 不開示、不存在、遅延などの回答（お知らせ・通知）に対しトラブルが予想されることから、回答業務及び回答に対する照会業務については、管理次長（管理次長がいないところは管理職）が対応する。
5. 引き続き、職員の労働強化とならないよう業務の簡素化、見直しを図る。
6. 実施段階で変更及び確認が必要なものは、別途協議する。
7. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年10月27日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式のモデル実施にあたって、次の事項を確認する。

1. モデル実施については、各県の労使合意を前提とし、モデル実施県の選定については、中央段階（庁と国費評議会）の労使合意を基本とする。
2. モデル実施にあたっては、これまでの申し入れに対する回答（1月6日及び12日）を尊重する。
3. モデル実施にあたり、必要な経費は措置する。
4. レセプト点検調査員（Aランク）は、定年退職者も対象とし確保する。
5. 処遇改善及び業務の簡素化については、引き続き努力する。
6. 本格実施にあたっては、モデル実施の結果を踏まえ別途協議する。
7. モデル実施にあたり、問題が生じた場合は、その都度協議する。

1998年1月14日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

熊本県八代市における医療保険カード（J Cカード）の第2次実験実施にあたって、次のとおり確認する。

1. これまでの交渉経過を尊重すること。
（94年12月16日の確認事項及び98年2月2日の申し入れに対する98年2月10日の回答など、これまでの交渉経過を尊重すること）
2. プライバシーの保護については、引き続き万全を期すこと。
（第2次実験実施の内容が一部変更になることから、プライバシー問題が生じないよう対応すること）
3. 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
（第2次実験実施にあたり、職員に負担をかけないように相談員を増員し、当該期間中2名を手当てする）
4. 第2次実験実施の終期については、別途協議すること。
5. 該当県に対して、事前に十分説明すること。
（第2次実験実施の提案理由及び業務処理手順について、事前に該当県に対して十分説明すること）
6. 該当県の要望を踏まえ、必要な経費は確保すること。
7. 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議すること。
（第2次実験実施の内容が一部変更になることから、その取り扱いも含め問題が生じた場合は、その都度協議すること）

1998年2月10日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式のモデル実施県の選定にあたって、次の事項を確認する。

1. モデル実施県の選定にあたっては、モデル期間に問題点把握ができる県を対象とする。
2. モデル実施にあたっては、これまでの申し入れに対する回答（98年1月6日及び12日）及び確認事項（98年1月14日）を尊重する。
3. モデル未実施県について、人事や予算で締めつけは行わない。
4. 本格実施については、モデル実施の問題点を整理のうえ、中央段階での合意に基づき実施する。
5. 各県においても、中央段階での合意を踏まえ、十分協議を行い合意の上実施する。
6. モデル実施期間に問題点等の把握ができない場合は、モデル実施の継続を含め別途協議する。

1998年3月11日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

平成10年度の繁忙期対策として、次の事項を確認する。

1. 基礎年金番号の本格実施に伴って配置した謝金職員について、平成10年度も配置し、平成11年度以降については再度協議する。
2. オンライン給付二次に伴う謝金職員については、平成10年度末まで配置する。
なお、平成10年度末において新たな業務等が見込まれる場合は、改めて協議する。
3. 不要・不急業務の見直し、業務の簡素化については、引き続き努力する。
4. 窓口装置（液晶画面）の各県への配付については、これまでの配付基準に基づき中央段階の労使合意とする。
5. 4月から実施する国民年金の勸奨業務については、97年1月29日の確認事項（職員の負担とならないよう、勸奨状の封入及び発送等について、全て賃金職員の対応としその必要経費を措置する。また、照会業務の対応として、勸奨状の照会先について、「年金電話番」を活用する）を尊重する。
6. 郵便番号の7桁補正に要する費用については、各県の実情に応じて措置する。
7. 上記の他、各県での独自の繁忙期対策については尊重し、経費の措置に努める。
8. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年3月11日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

社会保険大学校における普通科研修の見直しにあたっての確認事項

平成10年度の社会保険大学校における普通科研修の見直しについて、次のとおり確認する。

1. 受研要件、期間、回数を下記のとおりとする。

①受研要件を基礎科目（法学概論・憲法・行政法・民法・労働法概論）を修学している者をB課程とし、それ以外の者をA課程（3級以下）とする。

②期間について、A課程を25日（これまで30日）、B課程は従来（17日）とする。

③回数について、A課程を3回（これまで8回）、B課程を3回（これまで1回）とする。

2. 普通科研修の受研要件をA課程・B課程に整理する目的は、研修内容の充実と効率的な研修運営とすることであり、学歴差別につながるものではない。

3. 今後、この見直しによる普通科研修の実施において、問題が生じた場合は、速やかに協議する。

1998年4月28日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式の本格実施にあたって、次の事項を確認する。

1. センター設置及び設置後の必要な経費について、措置する。
2. 職員の処遇改善について、引き続き努力する。
3. 本格実施及び実施時期については、各県の労使協議を尊重するとともに、そのことによって、人事や予算で締めつけは行わない。
4. 「レセプト点検事務センターの本格実施に向けた申し入れ（98.6.15）」に対する回答（98.6.19）について、尊重する。
5. レセプト点検業務に係るシステム改善について、引き続き検討する。
6. 本格実施後、事務処理機器更改が予定されている、2,000年3月に再度、組織機構及び業務処理方法等について見直す。
7. 見直しまでの間、問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年6月23日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

オンライン事務処理機器更改にあたって、次のとおり確認する。

1. これまでの経過を尊重すること。
(98年3月11日の第一次申し入れに対する98年5月26日の回答及び、98年8月5日の第二次申し入れに対する98年8月20日の回答を尊重すること)
2. 50音キーボードについては、各県の実態を踏まえ、要望があったものについて、対応すること。
3. 検討事項とされている画面切替や画面分割、テンキーの切り離し等、早期に改善が図られるよう、引き続き改善努力を行うこと。
4. 機器更改にあたってのリネアウト変更や備品線の必要な経費については、措置すること。
5. 可搬型照会用窓口装置については、別途協議すること。
6. 機器更改にあたって問題が生じた場合は、別途協議すること。

1998年9月11日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

以 上

確 認 事 項

基礎年金番号の実施に伴う過去記録の整理にあたって、次のとおり確認する。

1. 業務量増に対応するため、引き続き定員増に努力する。また、謝金職員の予算増に努力する。
2. フリーダイヤルは、実施状況を踏まえ、増設する。
3. 業務処理方法については、今年度の実施状況を踏まえ、別途協議する。
4. 過去記録の整備については、業務処理方法を含めて別途協議する。
5. 過去記録の整理の実施にあたっては、関係機関への協力依頼を中心とした必要な広報は実施する。
6. 各県段階の事前協議期間については、十分保障する。
7. 過去記録の整理の実施に必要な経費は措置する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年9月11日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

以 上

合 意 メ モ

オンライン事務処理機器の更改にあたって、98年9月11日合意の確認事項に基づき対応するとともに、次の事項について合意する。

1. 液晶画面が視力に与える影響について、一定の期間経過後に検証すること。
2. 卓上型と机上型を選択となっているが、書類保管にかかるスチール等の備品やレイアウト変更も生じてくることから、それらの経費についても措置すること。
3. 2人に一台のプリンター設置ではなく、各県の職場からの要求に基づき設置台数を確保すること。

1999年3月18日
社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

介護保険料の年金からの徴収における磁気媒体（FD）の使用について、以下のとおり確認する。

1. 91年の機器更改における国費評議会の申し入れに対する庁回答をふまえ、介護保険料の年金からの徴収に限って使用するものである。
2. 各県においても十分に事前協議する。
3. 実施にあたって問題が生じた場合は、別途協議する。

1999年8月22日

社会保険庁総務部
総務課長事務取扱

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

現金詐取及び記録改竄にかかる不正行為防止対策（案）の実施にあたっては、
以下のとおり確認する。

1. 業務の簡素化や福利厚生の充実など、ゆとりある職場環境づくりに向け、
引き続き努力する。
2. 今回の対策は、労務管理強化及び労働強化に結びつくものではない。
3. 実施にあたって、問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

1999年11月12日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

新共済組合の事務処理について、次のとおり確認する。

1. 引き続き人員の確保に努力する。
2. 業務軽減の観点から、引き続き業務の簡素化に向けて努力する。
3. 職員や家族のプライバシー保護に十分な対策を行う。
4. 共済システムについては、人事・労務管理に活用するものではない。したがって、システムそのもののネットワーク化およびオンライン化は行わない。
5. 共済システムの操作にあたっては、オンラインの操作基準を遵守する。
6. 問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

2000年2月25日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

国民年金保険料学生納付特例申請に係る特別処理の実施にあたっては、次の事項を確認する。

1. 派遣社員(キーバンチャー)は、法改に伴い緊急かつ大量の処理が発生したことによる特別なケースであることに鑑み、今回に限り導入するものであり、他の業務及び次年度以降の同業務に導入するものではない。
2. 派遣社員の配置場所は、東京・大阪を除き各県レセプト点検事務センター内とする。
3. 実施期間は、8月末までの必要な期間のみとする。
4. 実施にあたっては、各県段階においても十分な事前協議を保障する。
5. 問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

2000年6月15日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

証更新事務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. これまでの協議経過をふまえ、労働条件を確保する。
2. 実施に係る必要な経費は十分確保する。
3. 各県段階においても十分協議を行う。

2000年9月4日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

領収済通知書の一括収録を実施するにあたり、次の事項を確認する。

1. 政府の進める電子政府構想、日本銀行の歳出・歳入事務の電子化、徴収一元化とは関連するものではなく、あくまでも業務の簡素・効率化を目的とするものである。したがって、これらの今後の動きについては、その推移を見極め、事前に十分な相談及び情報提供を行うなど適切に対応する。
2. 引き続き、ゆとりある事務処理体制の確立に向け、必要な要員の確保など最大限に努力する。
3. 現行における各社会保険事務所の徴収業務全体への影響を最小限にするため、従来の各県独自の対応などについては誠意をもって対応する。
4. 必要な経費については十分確保する。
5. 実施にあたり、問題が生じた場合は社会保険庁が責任を持って対処する。なお、その場合は、国費評議会と別途協議を行う。
6. 各県段階においても事前に協議を行う。

2000年11月6日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

国民年金事務の見直しに係る基本合意にあたっての確認事項

国民年金事務の見直しに係る基本合意にあたっては、次の事項を確認する。

1. 見直しの基本的考え方は、今日段階の到達点として合意するものであり、引き続き必要な検討・改善は行うものである。
2. 社会保険職場における具体的な事務執行体制、事務処理要領の策定については、引き続き誠意を持って協議する。
3. 責任ある事務執行体制の確立に向け、最大限、定員確保に努力する。
4. 市町村への協力連携を確保するため、社会保険庁として責任を持って対応する。

2001年3月29日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

保険医療機関等管理システム及び給与システムの

機器更改に係る確認事項

保険医療機関等管理システム及び給与システムの機器更改にあたり、次の事項を確認する。

1. 今回の機器更改は、既存システムの変更や他システムとの連動など、これまでの確認を変更するものではないこと。
2. 機器更改にあたり使用方法の改善など業務軽減を目的とするものであり、よって担当者の労働条件改善に資するものであること。
3. 操作に当たっては、オンライン操作に係る「覚書」「具体的確認事項」に準じること。 ✓
4. このシステム及び使用機器は、確認した以外の目的には使用しないこと。
5. システム及び使用機器の変更や問題等が生じた場合は、その都度協議を行うこと。
6. 各県段階においても事前に労使間での確認を行うこと。

2001年7月13日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

平成14年4月以降の国民年金事務見直しにおける届書の入力委託の実施にあたり、次のとおり確認する。

1. 今回の見直しに係る届書の入力委託については、これまでの「覚書」「確認事項」の基本姿勢に基づいたものであること。
2. しかしながら、厳しい定員事情等から当面の対応としての位置付けであること。
3. 実施にあたっては、「覚書」「確認事項」の基本姿勢を踏まえるとともに、各県や現場の意向を十分尊重するものであること。
4. 実施上問題が生じた場合は、その都度速やかに協議すること。

2001年12月12日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「可搬型照会用窓口装置の導入」及び「届書の磁気媒体化の実施」にあたり、以下の事項について、確認する。

記

1. 「可搬型照会用窓口装置」及び「届書の磁気媒体化」の導入は、職員の労働条件改善、住民サービス向上に資するものとする。
2. 使用範囲や使用にあたってのルールなどについては、各県の実情に応じた対応、十分な協議を保障すること
3. 「可搬型照会用窓口装置」及び「届書の磁気媒体化」の導入にあたっては、「覚書」「確認事項」を遵守すること。
4. 「可搬型照会用窓口装置」の導入にあたり、ノルマの設定等、労働強化を行わないこと。
5. 事故防止対策、セキュリティー対策を万全に行うこと。
6. 導入後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し、速やかに対応すること。

2002年3月20日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

昼休みにおける窓口の対応及びオンライン稼働時間の変更にあたり、次のとおり確認する。

1. 昼休みにおける窓口対応は、地域住民のニーズ、地域の実情等を考慮し、職場で対応できる必要最小限の体制で行うものであること。
2. オンライン稼働時間の変更は、現行の勤務形態を変更するものではなく、勤務時間内で対応するものであること。
3. 休憩場所の確保など環境整備に配慮するとともに、行政の混乱を招くことのないように責任ある対応を図るものであること。
4. 問題が生じた場合は、別途協議するものであること。

2002年10月21日

社会保険庁総務部職員課長

自治労国費評議会事務局長

確 認 事 項

「徴収簿及び決算報告事務等の機械化（ADAMS）」及び「診療報酬明細書等のDVD化」実施にあたり、以下の事項について確認する。

記

1. 「徴収簿及び決算報告事務等の機械化（ADAMS）」及び「診療報酬明細書等のDVD化」実施は、職員の労働条件改善と医療保険者の機能強化が求められる中での効率化・効果的レセプト点検の実施を目的とし、数字の締め付け等の労働強化や労務管理強化、人員削減につながらないものとする。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、事前に十分な研修の実施や手作業部分の確保等、配慮を行うものとする。
3. 働きやすい職場環境の実現に努めるとともに、引き続き、オンライン「覚書」「確認事項」を遵守すること。
4. データ、プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 必要な予算は十分措置すること。
6. 実施にあたって、各県の実情に応じた対応や十分な協議を保障すること。また、導入後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し、速やかに対応すること。

2002年12月20日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険庁LANシステムの構築」にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「社会保険庁LANシステムの構築」は、多忙な職場実態の改善と業務省力を目的に実施することとし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、誰もが操作できる簡易なシステム構築や十分な事前研修の実施、手作業部分の確保等、配慮を行うこと。
3. 「社会保険庁LANシステムの構築」にあたって、データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. 社会保険庁LANシステム操作に携わる者へオンライン「覚書・具体的確認事項」を準用するとともに、引き続き、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。
5. 必要な予算は十分措置すること。
6. 実施にあたり各県の実情に応じた対応や十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し対応するとともに、活用方法やシステム追加等にあたっては自治労国費評議会と事前協議すること。

2003年2月19日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「職場におけるパソコンの導入及び使用」にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 職場へのパソコン導入は、多忙な職場実態の改善と業務簡素化・軽減や権利行使拡大など労働条件向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外、特定の職員に専門させないよう、誰もが操作できるための事前研修の実施等、十分配慮を行うこと。
3. パソコン活用にあたって、職場における機器・データ管理の徹底と、フロッピーディスク（FD）を持ち出し禁止する等、データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. パソコン操作に携わる者へオンライン「覚書・具体的確認事項」を準用するとともに、引き続き、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。
5. 業務に必要なパソコンや周辺機器等の設置については、当局責任で措置することとし、必要な予算は十分確保すること。
6. 社会保険庁LANシステムへの接続や電子政府化関連業務との関わり、全国共通のシステム開発等にあたっては、職場の意見を尊重し、自治労国費評議会と協議のうえ対応すること。
7. パソコンの職場への導入、パソコン活用にかかる具体的取扱いや使用業務範囲等については、業務軽減を図ることを目的に各県・職場での十分な協議のうえに進めること。あわせて、すでに各県段階でパソコン業務の取扱い等にかかる確認事項については、それを尊重すること。

2003年2月19日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 メ モ

国民年金推進員に対する勤勉給与の支給に当たって、下記の事項について確認する。

記

1. 推進員活動の実績向上に向けた給与体系のあり方については、引き続き検討を行い、推進員の処遇改善に努力すること。
2. 勤勉給与の支給対象者及び支給割合については、実施状況を踏まえ、今後見直しを行うこと。
3. 今回の勤勉給与の支給は、活動実績及び勤務状況が優秀な推進員に支給するものであり、一般職員の勤勉手当に係る成績率に影響を与えるものではないこと。
4. その他、問題が生じた場合は、その都度協議を行うこと。

2003年5月15日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「被保険者証のカード化（一人一枚化）及び証更新」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や、被保険者等への利便性向上に、今後とも努めること。
2. 多忙な職場実態の中で全力をあげている職員に、一層の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・処遇向上に向け努力すること。
3. 徴収事務の強化やきめ細やかな年金相談等、求められる社会保険行政に十分応えることができるよう、引き続き、定員増に向け最大限努力すること。
4. 来訪者にとって利用しやすい庁舎整備、働きやすい職場環境に向け努力すること。
5. 必要な予算は十分確保すること。
6. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年6月25日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険庁LANシステムの管理規程等」の具体的実施にあたっては、「社会保険庁LANシステムの構築に係る確認事項（2003年2月19日）」を遵守するとともに、改めて下記の事項について確認する。

記

1. 多忙な職場実態の改善と業務省力を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。
2. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、現場段階での十分な事前研修の実施や手作業部分の確保等、配慮を行うこと。
3. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. 社会保険庁LANシステムに携わる者へのオンライン「覚書・具体的確認事項」の準用など、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。また、必要な予算は十分確保すること。
5. 社会保険庁LANシステムの使用範囲の拡大や新たなシステム開発、接続などにあたっては、自治労国費評議会と事前協議すること。
6. 実施にあたっては各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年7月3日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「健康保険・厚生年金保険適用関係届書の入力業務の外注化」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「適用関係届書の入力業務の外注化」は、厳しい職場実態の改善と、その効果を社会保険職場に求められる「親切・丁寧な相談対応」など行政サービスの向上に振り向け、職員が「働きがい」や「生きがい」を感じることでできる職場の実現につなげることを目的とすること。また、「対人サービス業務にシフト」の具体化については画一的に行うことなく、地域・職場の実情に応じて対応できることとし、各県段階で十分協議すること。
2. 行政サービスの後退や混乱を招かないよう実施時期・内容等を含め各県で十分協議のうえ実施することとし、社会保険庁からの一方的な強要は行わないこと。
また、「当面、磁気媒体（FD）化による実施が困難な社会保険事務局」に対する真摯な協議等、社会保険庁として対応すること。
3. 対人サービス向上に対応できる定員増を図ること。また、外注化を理由とした定員削減や職場の縮小は行わないこと。
4. プライバシー保護やセキュリティ対策、事故防止対策等について万全を期すこと。
5. 業務に必要な事務スペースの確保や機器の増設等を行うこと。また、必要な予算は十分確保すること。
6. 実施後についても、引き続き、各県実態や要望事項の掌握と、プログラム改善等に当たっては十分な事前検証の上に立ち、行うこと。また、実施上問題が生じた場合、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、プログラム改善等や各県要望に対し速やかに対処すること。

2003年7月14日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会

-9事務局長

確認事項

「社会保険と労働保険の徴収事務一元化」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「社会保険と労働保険の徴収事務一元化」の実施にあたっては、様々な社会保険行政のサービス提供と事業主等への利便性向上、また職場の不安解消に向け、今後とも努めること。
2. 多忙な職場実態の中で全力をあげている職員に、一層の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・処遇向上、来訪者にとって利用しやすい庁舎整備、働きやすい職場環境に向け努力すること。
3. 徴収事務の充実等、求められる社会保険行政に十分応えることができるよう、引き続き、定員増に向け最大限努力すること。
4. 必要な予算は十分確保すること。
5. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、今後予定される業務拡大等については事前に自治労国費評議会と十分協議すること。
6. 実施後に生ずる問題については自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年9月30日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の具体的実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や事業主等への利便性向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながるものではないこと。また、業務の省力化を図り、労働条件向上、処遇改善に向け引き続き努めることとする。
2. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌及び管轄の変更は行わないこと。
3. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、現場段階での事前研修の実施や手作業部分の確保等、十分配慮を行うこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の実施にあたって、業務に携わる者へのオンライン「覚書・具体的確認事項」の遵守や、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。また、必要な予算は十分確保すること。
6. 「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の実施範囲の拡大や新たなシステム開発などにあたっては、自治労国費評議会と事前協議すること。
7. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年10月1日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「平成 15 年度における国民年金推進員（町村担当）の設置について」、「国民年金保険料収納指導員の職務変更」及び「平成 15 年度における国民年金保険料の強制徴収の取扱いについて」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 行政サービスの向上、労働条件の向上に資するものであること。
2. 職場組織機構の変更、定員の見直し、人員削減は行わないこと。求められる社会保険行政に応えるべく、引き続き定員増に向け努力すること。
3. 労働強化、労務管理強化に結びつくものではなく、事務所間や各県ごとの競争を煽ること、ノルマの設定や締め付けは行わないこと。
4. 一方的な実施は行わず、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、必要な予算については責任を持って確保すること。
5. 「平成 15 年度における国民年金推進員（町村担当）の設置」にあたっては、各県の要望を踏まえることとし、一方的な設置は行わないこと。
6. 「国民年金保険料収納指導員の職務変更」の実施にあたっては、各県での十分な協議を保障のうえ、分任発令については、職務内容に応じて各県において判断するものとし、一律全員発令など画一的な対応は行わないこと。また、処遇改善に努めること。
7. 「平成 15 年度における国民年金保険料の強制徴収の取扱い」の実施にあたっては、職場が混乱することなく、社会保険行政に対する信頼を増すことに資するものとする。また、法的対応等が生じた場合は、各県任せとせず社会保険庁としても責任をもって対応すること。

2003 年 10 月 15 日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

効率化・合理化課題に係る「年金相談関係3課題」の実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や被保険者への利便性向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながるものではないこと。
2. 年金相談業務については、基本的には社会保険事務所で行う業務であること。将来的には各社会保険事務所において、年金相談と一元的に見込額照会の受付・回答事務が行えるよう、人員の確保や庁舎整備等の予算措置など、社会保険事務所における相談体制の整備を確実に図ること。
3. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌及び管轄の変更は行わないこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 年金見込額の試算対象年齢の50歳への引き下げについては、改めて国費評議会と事前協議を行うこと。
6. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。
また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年12月9日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「被保険者原票等閲覧システムの導入」の実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や事業主等への利便性向上を目的とし、中央への権限集中、人員削減や労働強化・労務管理強化につながるものではないこと。
2. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌・管轄の変更及び謝金職員の削減等を行わないこと。
3. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、現場段階での事前研修の実施や手作業部分の確保等、十分配慮を行うこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 資格記録照会及び年金相談業務については、社会保険事務所で一元的に受付・回答事務が行えるよう、人員の確保や庁舎整備等の予算措置など、体制の整備を図ること。また、資格記録の補正入力処理については、現行どおり管轄の各事務所で行うこと。
6. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年12月9日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「被保険者記録 58 歳通知及び年金見込額の提供」の実施にあたり次のとおり確認する。

記

1. 社会保険事務所は、将来にわたり社会保険事業の第一線の窓口機関として位置付け、社会保険行政サービスを担う地域拠点として、その充実をはかること
2. 年金行政の窓口は、地域・住民に身近な社会保険事務所が将来に渡り担うこととし、対面相談を基本に、個々人の年金加入記録等に応じたきめ細かな相談・届出指導等を行うことのできる体制の確立に努めること
3. ターンアラウンド方式による「裁定請求書の事前送付」の実施については、自治労国費評議会と事前に協議することとし、裁定請求書返送先は社会保険事務所とすること。また、年金相談・年金裁定業務は将来に渡り、社会保険事務所で行うこと
4. 被保険者からの問い合わせ対応を充実させ、トラブルや混乱が生じないように、予算・電話回線・人的対応など体制整備に責任を持って対応すること
5. データ・プライバシー保護に万全を期すること
6. 実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること

2004年2月10日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「業務の集約化による一括共同処理」の実施にあたり、つぎのとおり確認する

記

1. 社会保険事務所は、将来にわたり社会保険事業の第一線窓口機関として位置付け、対人サービス業務を公的に担う地域拠点として、その充実をはかること。
2. 業務の集約化の実施にあたっては、「社会保険事務所中心主義」に立ち、社会保険事務所の統廃合・縮小や定員の削減を行わないこと。
3. 業務の集約化の実施にあたっては、各県の実情に応じて実施するとともに、作業スペース、オンライン機器の確保、通信容量の増大、PM 増設、人的配置など、必要な予算について十分確保すること。また、カード発行機配置などについて、各県の実情に基づいた対応をはかること。
4. 実施後に生ずる問題については、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2004年2月25日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険相談員等が窓口装置を操作すること」にあたり、以下の事項について確認する。

記

窓口装置の操作の対象業務については、「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」（平成9年1月10日）において、適用・徴収業務及び相談業務、レセプト点検業務等に関する記録の照写・出力に限るものとしてきたが、業務の効率化・合理化を図るため、社会保険相談員及び社会保険適用事務員のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経歴を有する者の中から、社会保険事務局長が適当と認めた者で本人の同意を得た者は、必要に応じ窓口装置による入力ができることとする。

なお、この場合の取扱い等は次によるものとする。

1. 操作の対象業務は事務局事務センターで一括して行う委託対象届書等の入力・補正処理に限るものとする。
2. 操作に際して使用する磁気カードは、事務局事務センターで入力・補正処理を行う社会保険相談員等用として、別に作成・配付することとする。
3. 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用する。
4. 引き続き社会保険相談員等の処遇改善に努めること。
5. 実施にあたっては、各地方社会保険事務局段階で十分協議する。
6. この取扱いについて問題が生じた場合は、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し、対応すること。

2004年3月5日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「可搬型照会用窓口装置の使用範囲の変更」にあたり、以下の事項について確認する。

記

1. 2002年3月20日に確認した「可搬型照会用窓口装置の導入」における確認事項を引き続き遵守すること。
2. 「可搬型照会用窓口装置の使用範囲」について、これまでの「出張相談」、「国民年金の保険料徴収」、「事業所調査等」に、「業務に支障のない範囲で、社会保険事務局長が必要と認めた業務」を加える。
3. 前記2における「業務に支障のない範囲で、社会保険事務局長が必要と認めた業務」については、安易に拡大することのないよう努めること。
4. 問題が生じた場合は、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し、対応すること。

2004年3月5日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導について」の変更（医療費通知の12ヶ月化等の実施）にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 医療保険事業及び社会保険行政サービスの充実に資することを目的とし、労働条件確保をはじめとした体制整備に努めること。
2. 人員削減、労働強化や労務管理強化につながるものではなく、事務所間や各県ごとの競争をおおること、ノルマの設定や締め付けは行わないこと。
3. 必要な予算や周辺機器については、責任を持って確保すること。
4. データ・プライバシー保護対策を万全に行なうこと。
5. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年3月5日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険・労働保険徴収事務センターの滞納整理事務」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 社会保険事務所を単位・基本として行政運営を進め、社会保険行政のサービス提供と事業主等への利便性向上、職場環境整備に向け、今後とも努めること。
2. 職員の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・処遇向上に向け、人的措置及び業務内容の簡素化を図ること。
3. 実施にあたっては十分な条件整備を行ったうえ、対応可能なものから段階的な実施とすること。
4. 必要な予算は十分確保すること。
5. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、実施後においても検証を進め、定期的な意見要望集約に基づき問題点の解消に努力すること。
6. 実施後に生ずる問題については、自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2004年3月22日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

社会保険庁と全厚生職員労働組合との間で
交わされていた「確認事項」等

(P 1 0 6 ~ P 1 1 1)

破棄済み 4件

確認事項

- 1 社会保険業務のオンライン化にあたっては、国民サービスの向上と職員の労働条件の向上をはかるよう引き続き努力する。
- 2 オンライン化に伴い人員整理は行わない。
- 3 労働条件の向上をはかるため、業務量増に見合う定員の確保について最大限の努力をする。
- 4 年金の「毎月支払」については、他の条件整備と相まって前向きに検討する。また、受給権確保対策については、さらにきめこまかな方策を検討する。
- 5 オンライン化に伴い一方的配置転換、退職勧奨は行わない。
- 6 オンライン化に伴う職業病の発生を防止し、職員の健康を保持するため、別途協議し所要の措置を講ずる。
- 7 オンライン化に伴い国民のプライバシーの保護については、所要の措置を講ずる。
- 8 オンライン化を国民総背番号の問題に結びつけることはしない。
- 9 オンライン化に伴う切替業務については、所要の人員及び経費を確保するよう努力するとともに、経費は一般予算とは別個に配布する。
- 10 オンライン化は社会保険事務所中心の考えにたつものであり、市町村との間においてオンラインを直結することはない。
- 11 データセンターの設置にあたっては、職員の通勤事情、厚生施設等適切な勤務条件が確保できるよう配慮する。
- 12 地方事務官の身分問題とオンライン化計画は別個の問題であり、地方事務官制度廃止後の身分のあり方を検討する場合は、職場の意見を尊重しつつ慎重に対処する。
- 13 職員の処遇改善については、裕段の努力を行う。
- 14 オンライン化に伴うこれまでの回答は、誠意をもって実行する。
- 15 オンライン化に伴う必要な事項については、引き続き話し合いを行う。

昭和54年10月15日

社会保険庁長官

全厚生職員労働組合

中央執行委員長

覚 書

定年退職者の雇用問題について、次の事項を確認する。

1. 事業主、被保険者及び年金受給者等の要請にこたえ、社会保険事業の円滑な推進を図るため、「社会保険相談事業等の効率的運用について」の施策の一環として定年退職者の雇用を行うものとする。
2. 59年度に発生する定年退職者の雇用は、別添「社会保険相談事業等の効率的運用について」により努める。
3. 定年退職者の雇用の円滑化を図るため、今後、事業の拡大、経費の確保に努力する。
4. 定年退職者の雇用及び条件については、問題に応じ、地方段階においても十分話し合いを行う。
5. 60年度以降に発生する定年退職者の雇用については、あらかじめ協議する。

昭和60年2月23日

社会保険庁長官官房
総務課長

全厚生職員労働組合
書記長

社会保険相談事業等の効率的運用について

1 趣 旨

本格的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、事業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実を求める要請もますます強くなってきている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した経費合理化が進められている状況下において、事業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実を図るためには、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

1) 昭和60年度における措置

(1) この措置の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和60年度においては、そのうち社会保険相談業務及び改訂等を必要とする事業の補助的業務について行うものとする。

ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

イ 保健・福祉施設事業の業務

健康管理事業等の事務業務

ウ 改訂等を必要とする事業の補助的業務

レセプト点検の改訂等一層の改訂等を必要とする事業の補助的な事務及び作業業務

(2) 昭和60年度においては、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行なうものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、志欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者にあつては、社会保険相談員とし、改訂を必要とする補助的業務に従事する者にあつては非常勤職員とする。

昭和60年度における「社会保険相談事業等
の効率的運用について」の実施方法

昭和60年度における「社会保険相談事業等の効率的運用について」を実施するに当たっては、予算の範囲内で定年退職者の活用を円滑に実施できるよう、管内の社会保険相談員又は非常勤職員数を調整し、適正配属に努めるものとする。

また、このための社会保険相談員及び非常勤職員の勤務条件等は、次のとおりとする。

1 社会保険相談員

- (1) 社会保険相談員の委嘱及び解任は、「社会保険相談員制度要綱」によるものとするが、その任期は1年とする。
- (2) 社会保険相談員の委嘱の期限は、6.5規の日の属する年度の末日までとする。
- (3) (1)及び(2)以外の勤務条件は、他の社会保険相談員との均等を配慮するものとする。

2 非常勤職員

- (1) 非常勤職員は、改善を必要とする事業の補助的な作業業務を行うものとする。
- (2) 非常勤職員は、日々雇用とし、雇用于定期間を定める場合は、2ヵ月以内とする。なお、業務の突進に応じ、短時間勤務等の雇用形態の導入を考慮する。
- (3) 非常勤職員の雇用は、6.5規の日の属する年度の末日までとする。
- (4) 日給(時間給)等(1)、(2)及び(3)以外の勤務条件は、他の非常勤職員との均等を配慮するものとする。

確 認 事 項 (その3)

磁気カードの取扱いについて、次のことを確認する。

新しい事務処理方式による事務処理にあたり、窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱いについては、昭和59年4月26日付で、課単位のコード設定で行うことを確認しているところであるが、オンライン計画がほぼ完成することにあたり、次により取り扱うこととする。

1. 磁気カードのコード設定は、4桁の磁気カード番号のうち、上2桁は、課等組織単位のコードとし、下2桁は、課等組織単位における職員数に応じた一連番号のコードとする。
2. 磁気カードは、窓口装置の操作担当者ごとに配付し、「磁気カード配付整理簿」により整理する。
3. 業務終了後における磁気カードの保管は、一括保管の方法により行うものとする。
4. この取扱いの実施は、勤務評定・労働強化にはつながらないものとする。
5. この取扱いについて、問題が生じたときは、その都度協議する。
6. 昭和59年4月26日付の「確認事項(その2)」については廃止する。
7. この取扱いは、窓口装置を操作する社会保険相談員等についても準ずるものとする。

昭和63年 6 月 6 日

社会保険庁長官官房

総務課長

全厚生職員労働組合

書記長

(補足)

1. 磁気カードは、個人に長期間、固定する必要はない。
2. 県段階においても充分協議を行うこと。

確 認 事 項

昼休みにおける窓口の対応及びオンライン稼働時間の変更にあたり、次のとおり確認する。

1. 昼休みにおける窓口対応は、地域の実情等を考慮した対応を図るとともに、休憩場所の確保など環境整備に配慮し、行政の混乱を招くことのないよう責任ある対応を図るものであること。
2. オンライン稼働時間の変更は、地域の実情等を考慮した対応を図るとともに、現行の勤務形態を変更するものではなく、勤務時間内で対応するものであること。
3. 問題が生じた場合は、別途協議するものであること。

2002年10月21日

社会保険庁総務部職員課長

全厚生職員労働組合
中央執行副委員長

社会保険庁と職員団体との間で交わされていた「覚書」及び「確認事項」等の破棄に関する文書

(P 1 1 2 ~ P 1 1 9)

平成16年11月15日

全日本自治団体労働組合金費評議会
事務局長 平岡 伸 殿

社会保険庁総務部職員課長
柳田 裕 義

「確認事項」等の整理・破棄について

職員団体との間の「確認事項」等については、これからの社会保険庁改革の妨げになるのではないかと懸念が関係方面から表明されています。

また、全日本自治団体労働組合金費評議会と社会保険庁との間でこれまで交わしてきました「確認事項」等の内容は、既に相当な時間を経過していることもあり、その後の業務取扱いの変化などにより現時点で意味を持たなくなっているとも考えています。

つきましては、早急にこれら文書を整理・破棄したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2004年11月18日

社会保険庁総務部職員課長

柳田 裕義 殿

全日本自治団体労働組合同費評議会

事務局長 平岡 伸

「確認事項」等の整理・破棄について

平成16年11月15日付で貴職より申し出のあった標記のことについて、了解することとし、本日付をもって、これまで社会保険庁と全日本自治団体労働組合同費評議会との間で交わした「確認事項」等を破棄します。

なお、昭和54年3月13日の、いわゆる「オンライン化計画の実施に伴う覚書」は、社会保険庁長官と全日本自治団体労働組合中央執行委員長との間で交わしたものであり、その扱いについては、全日本自治団体労働組合本部の判断による必要があることから、現在、その整理に向け手続きを進めることとしています。

社会保険庁改革の推進にあたっては、国民の信頼回復・サービス向上という共通の視点に立って、これまでと同様、労使の信頼関係を大切にしていきたいと考えています。

2005年1月27日

社会保険庁長官

村瀬 清司 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委
人 見 一



「社会保険業務の全国オンライン化計画」の実施にかかる「覚書」の破棄について

標記については、「社会保険業務の全国オンライン化計画」の実施にあたり、1979年3月13日、貴社会保険庁長官と取り交わしたところですが、すでに「全国オンライン化計画」は1989年2月に完成済みであり、完成されたオンラインシステムに基づき業務が開始されてからすでに16年が経過していることなどから、「覚書」については、その意味を持たなくなっているものと考えます。

つきましては、「覚書」を破棄し、国民の信頼回復・サービス向上という共通の視点に立って社会保険庁改革を進めてまいります。

なお、そのためには、これまで同様、労使関係を大切にして、信頼関係を持って進めてまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

平成16年11月24日

全厚生労働組合 書記長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理について

職員団体との間の「確認事項」等については、これからの社会保険庁改革の妨げになるのではないかとの懸念が関係方面から表明されています。

また、全厚生労働組合と社会保険庁との間でこれまで交わしてきました「確認事項」等の内容は、既に相当な時間を経過していることもあり、その後の業務取扱いの変化などにより現時点で意味を持たなくなっているとも考えています。

つきましては、早急にこれら文書を整理・破棄したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2004年12月14日

社会保険庁総務部

職員課長 柳田 裕義 殿

全厚生労働組合

書記長 杉浦 公一

「確認事項」等の整理・破棄について

2004年11月24日付で貴職より申し出のあった、これまで社会保険庁と全厚生労働組合との間で交わしてきた「確認事項」等の整理・破棄については、2004年12月14日付をもって了承します。

事 務 連 絡

平成16年12月2日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理・破棄について

社会保険庁と全日本自治団体労働組回国費評議会との間でこれまで交わしてきた「確認事項」等については、別紙1のとおり、平成16年11月15日付で、当職から申し入れを行い、別紙2のとおり、同月18日付で、国費評議会事務局長より回答があり、同日付で、社会保険庁と国費評議会との間で交わした「確認事項」等が破棄されましたので、お知らせします。

なお、社会保険庁改革の推進にあたっては、国民の信頼・サービス向上という共通の視点に立って、これまでと同様、労使の信頼関係を大切にしていける必要があると考えています。

事 務 連 絡
平成17年1月7日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理・破棄について

社会保険庁と全厚生労働組合との間でこれまで交わしてきた「確認事項」等については、別紙1のとおり、平成16年11月24日付で、当職から申し入れを行い、別紙2のとおり、同年12月14日付で、了承する旨の回答があり、同日付で、社会保険庁と全厚生労働組合との間で交わした「確認事項」等が破棄されましたので、お知らせします。

事 務 連 絡

平成17年1月28日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「覚書」の破棄について

昭和54年3月13日付、社会保険庁長官と全日本自治団体労働組合中央執行委員長及び国費評議会議長との間で交わしておりました、いわゆる「社会保険業務の全国オンライン化計画の実施にあたっての覚書」については、別紙の文書をもって、平成17年1月27日付で破棄されましたので、お知らせします。